

本市の対応方針

政府は5月7日に5月11日までとしていた「緊急事態宣言」を5月31日まで延長することを決定しました。

これに伴い、大阪府は本部会議を開催し、「緊急事態措置」を5月31日まで延長することとなりました。

これを受け、本市の新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の方針を下記のとおりとし、期間は5月31日まで延長する。

また、「緊急事態宣言」を真摯に受け止め、より一層の対策を講じることとする。

記

緊急事態措置に基づく要請

※大阪府の資料 1-1. 1-2. 1-3 参照

区域 大阪府全域

期間 緊急事態措置を実施すべき期間 5月12日～5月31日

本市では、「緊急事態宣言」を受け、外出自粛要請を市民に周知する。

【周知方法】

- ・防災行政無線、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、市ツイッター、市ライン等での周知
- ・災害対策車や青パト等で周知看板貼り付けの上巡回（音声無）
- ・公園等の集団利用自粛要請の為の啓発看板の設置など

1. 市民への呼びかけ 5月12日～5月31日 （特措法第45条第1項）

・不要不急の外出※は自粛すること

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

・不要不急の都道府県間移動は自粛すること

・路上、公園等における集団での飲酒はしないこと

・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること

・特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること

・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

★大学等へのお願い（特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

★経済界へのお願い（特措法第 24 条第 9 項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の 7 割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと
（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

2. イベントの開催について（市主催（共催）のイベントを含む）

5 月 1 2 日～5 月 3 1 日

（特措法第 24 条第 9 項に基づく）

●主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請

【対象となるイベント】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない
- 種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（イベントの具体例）

- 祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
- 催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等
- ※社会生活の維持に必要なものについては、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施を要請
- （社会生活の維持に必要なものの具体例）
 - ✓各種国家試験、資格試験
 - ✓業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
 - ✓憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会

3. 施設について 5月12日～5月31日

★飲食店への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供をする場合	施設の休止
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又はカラオケ設備提供をしない場合	営業時間短縮(20時まで)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

※実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない協力依頼)

(特措法第45条第2項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

★飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

(1) 休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用
③図書館	図書館	(法に基づかない協力依頼) 適切な入場整理 ※ 入場整理の実施状況をホームページ等で広く周知すること
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

(2) 休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） ・イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）		（法に基づかない協力依頼） 営業時間短縮（20時まで）、 入場整理等
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	原則休止 （全国大会等は 無観客化）	・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等、イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで）
	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	休止	（法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮（20時まで）
④遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	休止	（法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮（20時まで）
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

(3) イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場	無観客開催 （社会生活の維持に必要なものを除く） ・イベント開催以外の場合、営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等
②遊興施設	ライブハウス	
③遊技施設	テーマパーク、遊園地	
④集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール 等	
⑤ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
⑥運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場 等 ※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等による使用は可	
⑦結婚式場	結婚式場	（法第45条第2項に基づく要請） ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで) ・その他、飲食店と同様の要請(法45条2項、24条9項) （法に基づかない協力依頼） ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう
⑧葬祭場	葬祭場	（法に基づかない協力依頼） ・酒類提供（持込みを含む）の自粛

★本市公共施設では

【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：5月12日～5月31日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例) 博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館※、万博記念公園

※利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ ②の施設及び万博記念公園内の競技場等については、社会生活の維持に必要なもの、全国大会等・イベントの無観客開催、オンライン開催については、利用可。

・府有施設に準じ休館する施設は下記のとおりとする。

大師総合運動場 赤峰市民広場 大師庭球場 荘園庭球場 寺ヶ池公園庭球場
寺ヶ池公園野球場 天野少年球技場 下里運動公園人工芝球技場 下里総合運動場
武道館 市民総合体育館 衛生処理場庭球場

小山田コミュニティセンター(あやたホール)(地域福祉センター含む)

清見台コミュニティセンター(くすのかホール)(地域福祉センター含む)

日野コミュニティセンター(みのでホール)

ノバティホール(河内長野駅前市民センター) 三日市市民ホール

図書館(予約本の貸出しは行う) イズミヤゆいテラス(印刷スペースは除く)

市民交流センター キックス(印刷スペースは除く) 文化会館ラブリーホール

ふるさと歴史学習館 滝畑ふるさと文化財の森センター 林業総合センター木根館

岩湧の森「四季彩館」 旧三日市交番

公民館(千代田、川上、南花台、三日市、天野、高向、加賀田、天見)

(図書室にて予約本の貸出しは行う)

子ども・子育て総合センターあいく 子ども交流ホール・わくわく広場

公園駐車場(原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可)

※開館後、新型コロナウイルス対策の理由で、利用者からの申し出で施設利用をキャンセルした場合、その利用料については還付する。未徴収の場合は、徴収しない。

キャンセル料が発生する場合は、相当額については、市が負担。

指定管理者に委託している場合は、市が指定管理者に補填。

※休館中に得られたはずの利用料金(入館料等)相当額は市が負担。

・休館していない公共施設の開館時間を21時までとする。

・福祉センターなどの対応を次のとおりとする。

福祉センター錦溪苑の対応

・健康増進機能(お風呂)は条件付きで利用可能

・娯楽機能は停止(クラブ活動、娯楽室(カラオケ)、休憩室、囲碁、将棋、ビリヤードなど)

障がい者福祉センター(あかみね)の対応

・停止を継続する機能: クラブ、教室など

・学校開放事業の対応

すべての市立小中学校の利用を停止する

・市が管理する道路・公園等における注意喚起等について

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。

4. 市立学校の対応について 5月12日～5月31日

市立学校における教育活動等については次のとおりとする。

<授業について>

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない

<府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等>

- ・中止または延期

<部活動について>

- ・原則休止とする

5. 事業やイベントの開催の可否や延期などについて

今一度事業の必要性を再考し、中止や延期を検討すること。

また、やむを得ず実施する場合は感染対策（マスク・消毒・検温・換気・参加者の把握）を徹底すること。

6. 職場体制について

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化すること。
- ・窓口対応から電話やメール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をすること。
- ・会議などのあり方を再検討し、対面による会議は、中止または延期し、電話やFAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。また、自転車通勤も推奨する。
- ・テレワークや在宅勤務により、出勤者数を抑制すること。
出勤者数削減の実施状況を公表し、取組みを一層推進する。
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある職員、妊娠している職員、同居家族に該当者がいる職員について、テレワークや時差出勤等の配慮を行う。
- ・業務に支障がある場合を除き、交替制勤務を積極的に実施すること。
なお、実施する場合は人事課と協議を行うこと。
- ・計画的な年次休暇の取得を行うこと。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

7. 職員への周知について

- ・不要不急の外出・移動※1は自粛すること
※1 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
- ・不要不急の都道府県間移動は自粛すること
- ・路上、公園等における集団での飲酒はしないこと
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・特に、20時以降の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- ・歓送迎会は控えること
- ・少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- ・出勤前の検温の徹底
- ・マスクの徹底(4人以下でのマスク会食の徹底)
- ・手洗い及び消毒の徹底
- ・人と人との距離(1～2m)をあける
- ・執務室及び会議室の換気を徹底する

8. 新型コロナウイルス予防啓発を引き続き積極的に行う。

9. 国・大阪府より対応方針に関し要請があった場合は、これを尊重する。

10. 国により終息などが発表された等の場合は、この対処方針を適宜見直す。

河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部 本部長